

法人市民税法人税割の税率改正について

●趣旨

平成 28 年度税制改正により、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人市民税の税率が引き下げとなりました。

笛吹市では、この税制改正を踏まえ、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、以下のとおり法人市民税の法人税割の税率を改正します。

●法人市民税法人税割の税率

| 開始事業年度 | 税率 |
|--------------------------|-----------|
| 令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度 | 9.7% |
| 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 | 6%(▲3.7%) |

●適用期間

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

●予定(中間)申告の経過措置

法人市民税法人税割の税制改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告の法人税割額は、前事業年度の法人税割額に 3.7 を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする経過措置が講じられます。

計算方法

$$\text{○予定(中間)申告額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 3.7 \div \text{前事業年度の月数}$$

●地方法人税(国税)の創設

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、地方法人税が創設されました。地方法人税は国税であり、国(税務署)に申告納付を行います。

※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率 10.3%

※地方法人税の詳細については管轄の税務署へお尋ねください。